

情 個 審 答 申 第 9 号

平成 27 年 11 月 19 日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会 長 高 木 絹 子

熊本市情報公開条例第 17 条の規定に基づく諮問について（答申）

平成 27 年 1 月 15 日付け、平成 26 年度諮問第 10 号で諮問を受けました下記の異議申立てについて、別紙のとおり答申します。

記

「まちづくりトーク」の抽選漏れに対する回答書の内容に係る、広聴課が所管する文書等の開示請求拒否決定に対する異議申立てについて

別 紙

諮問第10号

答 申

第1 審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った決定（請求拒否）は妥当である。

第2 異議申立ての経緯

本件異議申立ては、異議申立人（以下「申立人」という。）が熊本市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、申立人に対して送付された「まちづくりトーク」の抽選漏れに対する回答書の内容に係る文書等として、熊本市西区の施設について、以下の文書等（以下「本件文書等」という。）を開示請求したことに対し、実施機関が開示請求拒否（不存在）決定を行ったことについて、当該決定の取消を求めたものである。

- 1 最初の建築確認申請時において2基のLPGタンク（バルク貯蔵）がそれぞれ別系統であるとわかる図面（本件文書Ⅰ）
- 2 LPGバルクタンクの位置を、建築基準法施行規則第3条の2第1項第15号に規定する「計画変更に係る確認を要しない軽微な変更」に該当するとしていることにつき「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則」を適用せず「建築基準法施行規則」を適用するのが正しいとする法的根拠等（本件文書Ⅱ）
- 3 LPGタンクの容量につき、都道府県知事への届出の責務があったはずであるが、熊本市長等が届出は不要であるとした法的根拠等（本件文書Ⅲ）
- 4 LPGタンク設備の設置にあたり、建築基準関係規定以外の法令を根拠に処分を変更することはできないとする法的根拠等（本件文書Ⅳ）
- 5 建築基準法第2条に基づき、「建築設備」であるLPGタンクは「建築物」となるため、熊本市建築基準条例第4条の適用対象となるにも関わらず、適用対象としない法的根拠等（本件文書Ⅴ）
- 6 受水槽、ポンプ、給水槽も「建築物」となるため、熊本市建築基準条例第4条の適用対象となるにも関わらず、適用対象としない法的根拠等（本件文書Ⅵ）
- 7 新設された建築物の土台となる石垣の安全性を調査分析等した調書等（本件文書Ⅶ）
- 8 新設された給水槽・ポンプ・受水槽の土台となる崖の安全性を調査分析等した調書等（本件文書Ⅷ）
- 9 石垣の近隣の安全性を調査分析等した調書等（本件文書Ⅸ）
- 10 完了検査において受水槽が法的にも適合しているとした完了検査結果調書（本件文書Ⅹ）
- 11 この施設の周辺住民に対し、熊本市危機管理指針の「事前対策として、平常時

から危機事象を想定して予防対策に最善を尽くすとともに、緊急対策及び事後対策の準備に万全を期すよう努めている」とする具体的な内容のわかる資料（本件文書XI）

第3 申立人の主張の趣旨

申立人が、異議申立書及び意見書で主張した内容は、おおむね次のとおりである。

熊本市自治基本条例及び熊本市市民参画と協働の推進条例の条例理念を遵守するのであれば、全て「不存在」とする市政執行は熊本市憲法違反である。

私の熊本市長の直接対話制度「まちづくりトーク」の抽選漏れに対する回答書内容が、全て「不存在」となっており、その根拠となるものが何も無い・ただ広聴課で勝手に美辞麗句を並べて回答書を送っただけであり、回答内容等は何も確認していないし、責任も無い？との立証証拠「全て不存在」との広聴課市政執行は、明らかに職権乱用であり、公僕の責務放棄の立証に繋がる恐れがある。

とても、熊本市民の意見を聞き・真摯に受けとめ・熊本市政に正当な執行を反映させる責務を持つ立場の広聴課の責務を放棄することは、とても熊本市憲法理念の基では考えられない。

よって、速やかに「開示・資料交付」すべきである。

第4 実施機関の説明の趣旨

実施機関が、請求拒否理由説明書において主張した内容は、おおむね次のとおりである。

熊本市長との直接対話制度「まちづくりトーク」の抽選漏れに対する回答書の作成手順は「市長への手紙」の作成手順と同様である。

「市長への手紙」は、当該事業を所管する広聴課（以下「当課」という。）が受け付けるが、その後の処理の手順は、次のとおりである。

当課で受け付けた手紙は、市民の声データベースに記録し、総合文書管理システム（以下「システム」という。）をもって市長まで供覧する。供覧後直ちに、システムをもって事業所管課に回答案の作成を依頼する。依頼を受けた事業所管課は、関係法令・各種資料等を基に、回答案を作成し、担当局長の承認後直ちに、当課にシステムをもって回答する。

回答を受けた当課は、「市長への手紙」の回答として調整を行い、システムにより市長決裁の後に申立人に手紙を郵送している。

当課が行う調整とは、事業所管課が複数におよぶ際の連絡調整及び回答文書の体裁・統一を図るとともに、市民目線でわかりやすい記述への変更等の一連の作業を行うものである。

つまり、申立人が請求する回答案の作成を裏付ける資料については、事業所管課が回

答案を作成する段階で必要とするものであり、当課は、あくまでも調整等を行うための部署であることから、請求されている根拠文書はもともと存在しない。

第5 審議会の判断

1 本件文書等について

開示請求書及び異議申立書からすると、本件文書等は、熊本市西区の施設の建設に係る建築確認及び完了検査に伴う次の文書等である。

(1) 本件文書Ⅰ

最初の建築確認申請時において2基のLPGタンク（バルク貯蔵）がそれぞれ別系統であるとわかる図面

(2) 本件文書Ⅱ

LPGバルクタンクの位置を、建築基準法施行規則第3条の2第1項第15号に規定する「計画変更に係る確認を要しない軽微な変更」に該当していることにつき「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則」を適用せず「建築基準法施行規則」を適用するのが正しいとする法的根拠等

(3) 本件文書Ⅲ

LPGタンクの容量につき、都道府県知事への届出の責務があったはずであるが、熊本市長等が届出は不要であるとした法的根拠等

(4) 本件文書Ⅳ

LPGタンク設備の設置にあたり、建築基準関係規定以外の法令を根拠に処分を変更することはできないとする法的根拠等

(5) 本件文書Ⅴ

建築基準法第2条に基づき、「建築設備」であるLPGタンクは「建築物」となるため、熊本市建築基準条例第4条の適用対象となるにも関わらず、適用対象としない法的根拠等

(6) 本件文書Ⅵ

受水槽、ポンプ、給水塔も「建築物」となるため、熊本市建築基準条例第4条の適用対象となるにも関わらず、適用対象としない法的根拠等

(7) 本件文書Ⅶ

建築確認において新設された建築物の土台となる石垣の安全性を調査分析等した調書等

(8) 本件文書Ⅷ

建築確認において新設された給水塔・ポンプ・受水槽の土台となる崖の安全性を調査分析等した調書等

(9) 本件文書Ⅸ

建築確認において石垣の近隣の安全性を調査分析等した調書等

(10) 本件文書Ⅹ

完了検査において受水槽が法的にも適合しているとした完了検査結果調書

(11) 本件文書XI

この施設の周辺住民に対し、熊本市危機管理指針の「事前対策として、平常時から危機事象を想定して予防対策に最善を尽くすとともに、緊急対策及び事後対策の準備に万全を期すよう努めている」とする具体的な内容のわかる資料

2 判断に当たっての基本的な考え方

当審議会は、条例に基づき請求拒否（不存在）の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

3 本件文書等の存否について

本件文書が存在しないとする実施機関の説明は前記第4のとおりであり、本件文書に関しては所管を異にするため、不存在であることに不合理性は認められない。これに対し、申立人の主張には文書の存在をうかがわせる合理的な理由は認められない。

よって、本件文書は存在するとは認められない。

4 結論

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	高木	絹子
会長職務代理者		大江	正昭
委	員	馬場	啓
委	員	澤田	道夫
委	員	魚住	弘久

[参考]

審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
平成27年 1月15日	熊本市長から諮問を受けた。
平成27年 3月 5日	実施機関から請求拒否理由説明書を受理した。
平成27年 3月31日	異議申立人から請求拒否理由説明書に対する意見書を受理した。
平成27年 5月28日	諮問、答申案の審議を行った。
平成27年 7月23日	答申案の審議を行った。
平成27年11月19日	答申案の審議を行った。